

行為許可料金表

行 為	区 分	料 金
物品の販売その他の営業行為 (興行を除く。) をする場合	1 m ² 当たり半日(4時間以内)	※ 7 円
	1 m ² 当たり一日(4時間を超えて8時間以内)	※ 14 円
	8時間を超え1時間延長ごと	※ 2 円
興行を行う場合	1 m ² 当たり半日(4時間以内)	※ 8 円
	1 m ² 当たり一日(4時間を超えて8時間以内)	※ 17 円
	8時間を超え1時間延長ごと	※ 2 円
業として写真を撮影する場合	1 件当たり半日(4時間以内)	360 円
	1 件当たり一日(4時間を超えて8時間以内)	720 円
	8時間を超えて1時間延長ごと	90 円
業として映画等の撮影をする場 合	1 件当たり半日(4時間以内)	14,600 円
	1 件当たり一日(4時間を超えて8時間以内)	29,200 円
	8時間を超え1時間延長ごと	3,650 円
競技会、展示会、博覧会その他 これらに類する催しをする場合	1 m ² 当たり半日(4時間以内)	※ 4 円
	1 m ² 当たり一日(4時間を超えて8時間以内)	※ 8 円
	8時間を超えて1時間延長ごと	※ 1 円
広告物の表示	表示面積1 m ² 当たり 一日	2,050 円
	8時間を超えて1時間延長ごと	260 円

- ・「※」表示金額について、表の行為許可のうち「物品の販売その他の営業行為(興行を除く。) をする場合」、「興行を行う場合」、「競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しをする場合」は、表に掲げる額に許可対象となる数量を乗じて得た額に105分の110を乗じて得た金額とし、その金額に1円未満の端数があるときは切り捨てる。
- ・行為に要する面積が1 m²未満であるとき、又はその面積に1 m²未満の端数があるときは、1 m²として計算する。
- ・県外に住所を有する者が行為をする場合は、上記の金額にそれぞれ当該金額の100分の50に相当する額を加えた額とする。
- ・「障害者の利用にかかる公の施設の使用料及び利用料金の減免に関する条例(昭和58年埼玉県条例第8号)及び「障害者の利用にかかる公の施設の使用料及び利用料金の減免に関する条例施行規則(昭和58年埼玉県規則第32号)の規定の該当者が使用する場合は、免除します。該当者とは、「身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれかの所持者及びその介護者1名」をいう。
- ・国又は地方公共団体が主催する事業に使用する場合は、免除とすることができる。
- ・国又は地方公共団体が共催する事業に使用する場合は、表の金額の半額とすることができる。
- ・地方公共団体が運営する実行委員会主催事業に使用する場合は、免除とすることができる。
- ・学校教育法による学校及び児童福祉法にいう児童福祉施設が主催する行事については、表の金額の半額とすることができる。
- ・マスコミ等(新聞、テレビ、ラジオ、出版物、通信情報サービス等)に使用する場合において、権現堂公園のPRに資すると認めるときは、免除とすることができる。